

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目	9	提案日	第 7 回 協議会	確認日	第 8 回 協議会
			平成 1 6 年 1 2 月 1 1 日		平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日
協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期			関係項目	
調整方針(案)	<p>新市に1つの農業委員会を置く。 農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。 ただし、農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。 選挙区は7選挙区とし、現在の伊那市を6選挙区に分け、現在の高遠町、現在の長谷村を併せて1選挙区とする。選挙区の定数は、現在の伊那市区域6選挙区で24人、現在の高遠町、現在の長谷村の区域で16人とする。なお、現在の伊那市6選挙区ごとの定数は、現行のとおりとする。 選任による委員は、農業委員会等に関する法律第12条に規定する者を委員として選任する。 新市においては、農業委員会等に関する法律第19条に規定する農地部会及び農地部会以外の部会を設置する。 農業委員協力員制度等については、新市の農業の動向等を踏まえ、新市の農業委員会で検討する。</p>			協議結果	方針案のとおり
関係資料	別添のとおり。				
<p>【参考】農業委員協力員制度について 農業委員協力員の役割：農業委員の活動を支援する。 （例）農家への農政関係の情報伝達。農地法の各申請の現地審査と意見の具申。農地パトロールなど。</p>					